公立大学法人大阪　技術職員採用試験案内

令 和 ８ 年 １０ 月
公 立 大 学 法 人 大 阪

～先端技術で研究の未来を拓く。「チーム共用」の中核を担う高度技術パートナー募集～

公立大学法人大阪 大阪公立大学では、文部科学省・JST「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」の採択を受け、全学的な研究設備・機器の共用化、AI・遠隔操作等を取り入れた研究データ基盤の整備、ならびに地域・産業界との産学官民連携を一体的に推進しています。

本学では、「共用研究機器センター（OShaRE）」を中核とした「研究基盤拠点」の構築を進めており、研究者と共に課題解決に挑み、質の高い受託測定解析を提供する新しい仲間を募集します。高度な専門技術を磨き、大学出資会社である株式会社大阪公立大学リサーチ(Omu-R)等と連携した社会実装・技術還元に挑戦したい情熱溢れる方からのご応募をお待ちしております。

本学の取組及び関連組織の概要は、以下の資料・ウェブサイトをご参照ください。なお、現在、情報システムの大規模障害により本学ウェブサイトの閲覧に支障が生じているため、先端研究基盤刷新事業（EPOCH）及び共用研究機器センター（OShaRE）については、関連資料を別添しています。

本学の取組・関連組織について

- 先端研究基盤刷新事業(EPOCH)… 別添「EPOCH 大阪公立大学概要」をご参照ください。
- 共用研究機器センター(OShaRE)…https://www.omu.moe/news/2026-10-07-d2624442.html および別添「OShaRE パンフレット」をご参照ください。
- 大阪公立大学リサーチ(Omu-R)… https://omu-r.co.jp/をご参照ください。

１．法人概要

法人名	公立大学法人大阪
代表者	理事長　福島　伸一
本部所在地	大阪市城東区森之宮１丁目６番 85 号３階
設立	平成 31 年４月１日 （公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学が統合）
教職員数	3,424 名（役員 14 名、教員 1,423 名、職員 1,987 名）　令和８年５月時点

２．採用予定日

令和９年３月１日

３．採用予定人数

５名程度

※採用予定人数は、採用状況等により変更する場合があります。

※採用時の職位は、職務経歴、能力、保有資格、選考結果等を総合的に勘案の上、係員・主任のいずれかで決定します。

４．業務内容

配置先および担当キャンパスに応じて、共用機器の操作・維持管理、利用者支援、受託測定・解析等の

業務に従事します。なお、いずれの配置においても、全学的な研究機器の共用化推進、学内外からの受託測定・解析への対応（Omu-R との連携）、および TC カレッジ等への対応を含みます。

（主な業務内容）

- 各キャンパスの OShaRE 拠点における高度分析機器の操作・維持管理、学内の研究者・学生への操作指導、ならびに学内外からの依頼に基づく受託測定・解析
- OShaRE における研究機器の集約化・共用化を推進するための技術的支援（一部、事務的な業務を含む）
- 連携大学（名古屋市立大学・横浜市立大学）との技術職員合同研修・人材交流への参加
- その他、EPOCH 事業の運営に関わる業務

（取扱機器について）

担当する機器は、配置先および担当キャンパスによって異なります。OShaRE の共用機器については別添「OShaRE パンフレット」をご参照ください。

※ 業務上の必要性により、配属分野、担当業務または就業場所を変更する場合があります。

５．受験資格

〔以下の全てに該当する方〕

- 理系分野の学士号を取得した方
- 機器分析、装置操作、または生命科学・物質科学分野における実験研究支援の実務経験（理系大学院での研究経験を含む）を有する方
- Microsoft Word、Excel、Teams 等を活用し、データ整理・文書作成・情報管理を円滑に行える方

〔 特に以下のような方を歓迎します 〕

- 理系分野の修士号または博士号を取得した方
- 自分の業務に責任を持ち、課題解決に向けて最後まで主体的に取り組む姿勢を持つ方
- 新しい分析技術、AI・DX 技術の活用、または高度技能の取得に意欲的な方
- 常に問題意識を持ち、新しい技術や、変化する環境・ニーズに対応できる方
- 技術的な内容を、非技術者にも分かりやすく伝えようとする姿勢のある方
- 相手側の立場に立ってコミュニケーションがとれる方
- 自由・柔軟な発想で新たな事に挑戦できる方

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

日本国籍を有しない方もお申込みできます。ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

６．選考方法、試験日時及び試験会場

選考	試験科目	試験日時（予定）	試験会場（予定）
1 次	書類選考		

2 次	面接試験[個別面接]	令和８年 12 月 23 日(水)、24 日(木)、25 日(金)(予定)	森之宮（キャンパスまたは本部）
3 次	面接試験[個別面接]	令和９年１月中旬（予定）	森之宮（キャンパスまたは本部）

７．合格発表

選考	発表日（予定）	発表方法
1 次	令和８年 12 月中旬（予定）	・合否にかかわらず受験者全員に結果を通知します。 ・合格者の受験番号をウェブサイトで発表します。 ・電話等での合否の問合せには一切応じません。
2 次	令和９年１月上旬（予定）	
3 次	令和９年１月下旬（予定）	

８．勤務条件

勤務条件	内容
勤務時間	午前９時～午後５時 30 分（正午から午後０時 45 分まで休憩） ただし、勤務時間等は、配属先によって異なることがあります。
勤務地	・大阪市城東区　（森之宮キャンパス・森之宮本部） ・大阪府堺市中区（中百舌鳥キャンパス） ・大阪市住吉区　（杉本キャンパス） ・大阪府泉佐野市（りんくうキャンパス） ・大阪府寝屋川市（寝屋川キャンパス/大阪公立大学工業高等専門学校） ・大阪市阿倍野区（阿倍野キャンパス/大阪公立大学医学部附属病院） ※勤務地は、原則として上記いずれかとなりますが、法人の定める事業場の範囲で勤務地が変更となる可能性があります。
休日	土日祝、年末年始　業務の都合上、休日と勤務日を振り替えることがあります。
休暇	年次有給休暇（20 日／年） 特別休暇（夏季休暇、慶弔休暇、出産休暇、看護休暇、育児・介護休業 等）
給与	採用時の職位および経歴その他に応じて一定の基準により決定します。
想定年収	係員　410 万円～480 万円（地域手当・賞与を含む） 主任　530 万円～560 万円（地域手当・賞与を含む）
諸手当	通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当等を規程に基づき支給
福利厚生	公学校共済組合（健康保険、年金）、雇用保険
定年	満 65 歳(令和５年度より段階的な定年引上げを実施しており、令和 13 年度の定年退職より満 65 歳定年となります。令和 9 年度の定年年齢は 63 歳です。)

９．受験申込み等

申込方法	次の書類（1）～（4）を以下の申込フォームからご提出ください。 https://logoform.jp/form/JvkY/1840729
提出物	(1)受験申込書 (2)プレゼンテーションシート (3)誓約書 (4)職務経歴書
	・(1)～(3)：指定様式（https://www.omu.moe/for/recruit-staff/）から入手して

	ください。申込フォームからもダウンロード可能です。 ・(4):様式は任意ですが、どのような業務を行っていたか具体的に分かるように記述してください。（Ａ４サイズ、縦置き・横書き）
申込期限	令和８年 12 月８日（火）（期限を過ぎて申請されたものは受け付けません）
受験案内	受験申込書に記載のメールアドレスへ送付させていただきます。

10. 問い合わせ先

公立大学法人大阪 本部事務機構 人事戦略部
〒536-0025　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番 85 号３階　電話　06-6967-1824
《職員採用情報》https://www.omu.moe/for/recruit-staff/

11. 個人情報の取扱い

採用選考において収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱及び管理に関する規程」に基づき適正に管理します。

12. こども性暴力防止法への対応

令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）において、大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」といいます。）が法定事業者となります。
高専の特定の業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は（別紙）参照条文をご参照ください。

13. その他

(1) 合格後においても、次の場合には合格または採用予定を取り消すことがあります。
  A. 応募資格がないこと、または書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合（合格後に職務経歴等に関する証明書類にて資格の確認をします）
  B. 採用予定日からの就業が困難な健康状態であることが明らかになった場合
  C. 重大な非行その他の事情により、採用予定日に出勤することが不適当と認められた場合
  D. その他職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
(2) 受験上の配慮（車いすの使用や拡大文字による受験等）を希望する場合は、申込時に「10. 問い合わせ先」へ申し出てください。
(3) 本法人では、求職者等に対するハラスメント防止に取り組んでいます。詳細は「就活ハラスメントに対する基本方針」をご確認ください。

（別紙）参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

公立大学法人大阪における就活ハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

公立大学法人大阪は、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを許さないことを宣言しています。ハラスメント被害を受けた被害者が速やかに声を上げ、救済できる仕組みの強化と風通しの良い組織風土の醸成に全力を挙げて取り組んでいます。

本法人における就活ハラスメントの定義

就活ハラスメントとは、本法人への就職活動中※1の求職者等※2が、本法人の教職員から受けるセクハラ、パワハラのことを指します。

セクハラとパワハラについてはその適用範囲を「本法人への就職活動中の求職者を含む」としています。これにより本法人への就職活動中の求職者が本法人の教職員からセクハラやパワハラを受けた場合、求職者は法人内に設置されたハラスメント相談窓口へ相談し、本法人のハラスメント相談のフローに沿った対応を受けることが可能になっています。

※1 「就職活動中」とは、採用面接だけではなく、説明会・セミナー、OB・OG 訪問、インターンシップ、内定取得後も含みます。

※2 「求職者等」とは、本法人への就職活動中の学生だけではなく、法人内の学部研究科、各研究室や附属病院等の各組織への応募者も含みます。

本法人における就活ハラスメントに該当する可能性のある言動の例

（セクハラとして）

- ・容姿や服装、体型に関する発言
- ・恋愛や結婚、性的志向に関する質問・発言
- ・結婚・出産後の勤務に係る質問・発言
- ・必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
- ・身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）　など

（パワハラとして）

- ・食事等の席（飲み会など）への参加の強要
- ・圧迫質問を行い精神的に追い詰めるなど高圧的な態度で求職者を威圧する行為
- ・求職者の人格、価値観や生き方を否定する発言
- ・内定や選考通過を条件に不当な要求（他からの内定の辞退を求めるなど）をする行為
- ・無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為

（深夜の課題提出、短期間での過度な課題など）　など

本法人における就活ハラスメンへの対応

法人内に設置する以下のハラスメント相談窓口にて相談を受け付けます。

通常のハラスメント対応フローに沿って対応し、相談したことによって不利益が生じることはありません

発生した就活ハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案を発生させないよう対策を検討いたします。

ハラスメント相談窓口 ＞

システム障害のため、相談受付は一時中断しています。
最新の情報は「臨時お知らせサイト」でご確認ください。

なお、本学の学生として就活中に本法人以外からハラスメントにあった場合は、学生課キャリア支援室へご相談ください。